平成２５年（フ）第５９号
北海道北見市緑ケ丘３丁目17番１号　もみじハイツ103号
債務者　野﨑　徳治
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第５８４号
さいたま市西区大字西遊馬850番地３
債務者　清水　洋人
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５８５号
さいたま市西区大字西遊馬850番地３
債務者　清水衣人子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６５９号
埼玉県朝霞市宮戸１丁目１番43号　ミオカステーロ朝霞台601号
債務者　及川　明子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７４４号
埼玉県戸田市笹目２丁目７番地の16　橋村荘201号室、旧住所埼玉県戸田市大字新曽2316番地の３　シャトレー戸田203号室
債務者　林　　久子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７７０号
埼玉県志木市本町３丁目７番３号　メゾン373―105号
債務者　工藤　裕幹
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７８４号
埼玉県新座市東３丁目12番１号　セティア・ディフォン・Ⅱ202号室
債務者　庄司　伸臣
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８２２号
埼玉県新座市畑中２丁目14番26―６号
債務者　梅澤　美憂（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８３６号
さいたま市大宮区北袋町１丁目86　田中アパート102、住民票上の住所埼玉県入間郡毛呂山町前久保南４丁目２番地２
債務者　岩瀬　光代
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８４９号
さいたま市緑区馬場２丁目３番地12　コーポラス久保美302
債務者　武内ゆかり
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８７１号
埼玉県上尾市大字原市4324番地１　フォレストヒルズⅡ―201
債務者　安永みどり
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８８１号
さいたま市緑区大字大牧1430番地10　コーポ仲田１―203、旧住所さいたま市緑区大字中尾1276番地１
債務者　大村　昌幸
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８９５号
埼玉県朝霞市本町１丁目７番17号　ツインズハウスⅡ202、旧住所東京都新宿区戸山３丁目15番１号　日駐ビル内グリーンキャブ
債務者　富岡　　修
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９０１号
埼玉県川口市西川口５丁目９番11号
債務者　宮下友吏子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９１７号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地５―１―305
債務者　中村　　潔
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９１９号
埼玉県熊谷市千代65番地９
債務者　川嶋　良治
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９６１号
埼玉県朝霞市本町１丁目17番12号
債務者　宇佐美京子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係